

公立大学法人青森公立大学研究職員採用規程

平成21年4月1日

規程第63号

改正 平成27年 3月規程第11号

改正 平成27年 3月規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号。以下「就業規則」という。）第6条第3項の規定に基づき、青森公立大学の研究職員の採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考基準)

第2条 研究職員の採用は、選考により行う。

2 研究職員の選考は、人格、学歴、職歴、研究業績、学会及び社会における活動等に基づいて行うものとする。

(資格)

第3条 研究職員となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、学術研究上の能力があると認められた者とする。

- (1) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 専攻分野について、前号の者と同等と認められる優れた知識及び経験を有する者

(選考方法)

第4条 研究職員の選考は、学長が理事長と協議の上、発議する。

- 2 前項の選考は、別に定めるところにより設置する青森公立大学人事委員会（以下「人事委員会」という。）の議に基づき、理事会が行う。
- 3 人事委員会は、前項の規定により研究職員の選考の審議を行うに当たっては、教育研究審議会及び経営審議会の意見を徴しなければならない。

(研究職員の任用)

第5条 理事長は、前条第2項の規定により理事会の議決を経て、研究職員を任命する。

(その他)

第6条 この規程の実施について必要な事項は、人事委員会の議を経て理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 就業規則附則第2項に規定する引継職員のうち、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において青森公立大学研究職員採用規程（平成10年青森公立大学規程第1号。以下「旧規程」という。）に基づき任期が定められていた研究職員で、

その任期が施行日以後に及ぶものについては、当該任期は、この規程の規定により定められたものとみなす。この場合において、当該任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、旧規程に基づき定められた任期の残期間とする。

- 3 前項の場合において、旧規程第5条第1項の規定によりなされた同意は、第6条第2項の規定によりなされた同意とみなす。

附 則（平成27年規程第11号）
（施行期日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第15号）
（施行期日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。